

志賀町長

23 歳未満の子等に係る申立書

住まいの再建にあたり、次に掲げる者は当該事項にあるため、志賀町住まい再
建支援金交付要綱第 2 条（7）ただし書きの規定に該当します。

志賀町住まい再建支援金交付要綱第 2 条

(7) 子育て世帯 被災世帯員の中に 23 歳未満の者（申請日の属する年度の末日において 23 歳未満の者をいう。）で、被災世帯員の監護を受け、かつ、これと生計を同じくするもの（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生活費の相当部分の負担を受けている場合を含む。（以下「23 歳未満の子等」という。））を含む世帯をいう。ただし、申請日において、23 歳未満の子等が、就学等の理由により、被災世帯員と同一の住宅の所在地を住所地として住民基本台帳に記録することができない事由を申し立てた場合は、被災世帯員と同一の住宅の所在地を住所地として住民基本台帳に記録されているものとみなす。

	氏名（ふりがな）	生年月日	住所	該当事項
1		H・R		
2		H・R		
3		H・R		

年 月 日

(申立人)

住 所

氏 名 (自署)